記者発表資料

平成２４年　１月２７日
東北地方整備局
磐城国道事務所

国道６号で特殊車両の指導取締りを実施しました
～２時間の取締りで２台に指導警告～

磐城国道事務所では、平成２４年１月２５日（水）午後２時から約２時間、国道６号いわき市錦町地内で、いわき南警察署の協力のもと、法令遵守の啓発と車両重量違反に伴う事故や道路損傷防止等の防止を目的とした、特殊車両（※）の取締りを実施しました。

実施の結果、許可と異なった運行経路を走行していた車両及び連結セミトレーラーで前部のトレーラーは許可を取っていたが、連結されている後部トレーラーの許可が申請中だった車両の２台に対して指導警告を行いました。

１．概　　要　当日は国道6号　いわき市錦町蒲田地内の勿来車両検測所において、警察官及び当事務所職員約20名が参加し、茨城県側から仙台市側に向けた下り線で取締りを実施し、6台の検査を行いました。
　検測の結果、いずれの車両も法令上の制限値を超えていたものはなかったものの、運行経路が許可と異なるなど、車両2台に対し指導警告の行政指導を行いました。

２．取締結果　調査車両　全６台　　内指導警告車両　２台（許可条件違反等）

３．指導取締りの目的等
道路を傷つける原因の一つとして、無許可や通行条件違反による車両の通行があげられます。ルール無視の車両が道路や橋に与える影響は多大です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。
　ルールを守った運行で、道路への影響を最小限におさえましょう。

（※「特殊車両」とはセミトレーラーなど輸送する貨物が特殊で、その車両の幅・長さ・高さ・重さのいずれかが法律（車両制限令）で定められている制限数値を超えるものをいいます。例：長さ12m、高さ3.8m、重さ20t等）







問 い 合 わ せ 先
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ０２４６－２３－２２１１（代表）
副 所 長　藤崎　哲也（ふじさき てつや 内線２０５）
管理課長　窪　敏秀（くぼ としひで 内線４３１）

発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課
福島建設工業新聞